

医政看発第 0324 第 3 号
平成 26 年 3 月 24 日

一般社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省医政局看護課長



看護学生実習の国民向けPRの周知について（協力依頼）

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長あてに通知しましたので、御了知くださいますようお願いいたします。

照会先

厚生労働省医政局看護課 03-5253-1111（内線：2594）

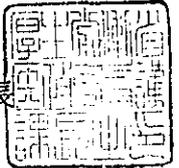
看護教育係長 齋藤 水誉



医政看発第 0324 第 1 号
平成 26 年 3 月 24 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局看護課長



看護学生実習の国民向けPRの周知について（協力依頼）

看護学生の臨地実習について国民の理解・協力が必要であることから、今後ますます看護職の活躍が期待される地域での看護学生の臨地実習への理解と協力を求めることを目的にポスターを作成しましたので、下記の内容を御了知の上、貴管内の医療機関、介護老人保健施設、訪問看護ステーション等に対して周知をお願いいたします。

なお、看護師養成所長及び准看護師養成所長あてには別途通知していることを申し添えます。

記

1. 厚生労働省のホームページにPRポスターを掲載したこと

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/ukeire_sokushin/h25.html

2. PRポスターは各施設において自由なサイズで使用して差し支えないこと

※参考 見本用PRポスター（A3判）を同封

3. これまで作成した3枚のPRポスターについても、引き続きご活用いただけるようホームページを更新したので、ご覧いただきたいこと

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/ukeire_sokushin/index.html

照会先

厚生労働省医政局看護課 03-5253-1111（内線：2594）

看護教育係長 齋藤 水誉

未来につながる経験

～看護学生の実習にご協力下さい～

看護学生は住み慣れた地域で生活・療養するみなさまが、
自分らしく暮らせるような支援について、
診療所・老人保健施設・訪問看護・健康教室等で
学生のうちから学ぶ必要があります。



診療所



訪問看護



老人保健施設



健康教室

看護学実習の3つの約束

患者さんの権利を守ります。

実習にあたっては患者さんの権利を保障し、事前に十分な説明を行い、ご協力の同意を得た上で実施します。

患者さんの安全を守ります。

実習にあたっては事前の準備はもちろん、実施可能なレベルまで看護技術を習得してから臨みます。

患者さんの個人情報を守ります。

プライバシーの保護を最優先とし、実習で知り得た患者さんに関する情報を他者に漏らすようなことはありません。